

公 告

平成２８年度遠賀川河川事務所管内における災害時等応急対策設計業務（測量）に関する基本協定の締結について

次のとおり公告します。

平成２８年２月１７日

九州地方整備局

遠賀川河川事務所長

光橋 尚司

１．協定の概要等

（１）名称

平成２８年度遠賀川河川事務所管内における災害時等応急対策設計業務（測量）に関する基本協定

（２）協定の目的

本協定は、遠賀川河川事務所の直轄管理区間、又は「九州地方整備局防災業務計画」に基づき災害対策本部長、災害等支援本部長もしくは応援対策本部長（九州地方整備局長）等から出動命令があった場合は、遠賀川河川事務所の直轄管理区間以外（他の直轄事務所、他の地方整備局、地方自治体）において発生した災害の応急対策設計業務（測量）に関し、これに必要な組織及び労力等の確保及びその動員の方法を定め、もって、災害の拡大防止と被害施設の早期復旧に資することを目的とする。

（３）協定区間

遠賀川河川事務所管内の遠賀川水系直轄管理区間を基本とし、協定締結者数により担当区間割りを行う。ただし、出水状況、被災状況及び交通状況等により、必要に応じて遠賀川河川事務所管内の他の地域も含むものとする。

また、「九州地方整備局防災業務計画」に基づき災害対策本部長、災害等支援本部長もしくは応援対策本部長（九州地方整備局長）等から出動命令があった場合は、協定締結者の同意を得た上で、遠賀川河川事務所の直轄管理区間以外（他の直轄事務所、他の地方整備局、地方自治体）で業務を実施するものとする。

（４）協定期間

平成２８年４月１日から平成２９年３月３１日まで

（５）協定における業務実施内容

地震、洪水、台風などの異常な自然現象による水位上昇の状況等の緊急的な監視、洪水痕跡調査、災害発生時の応急復旧又は本復旧に関する測量、及び必要に応じて河床材料調査等を実施する。

（６）本協定の締結者については、業務実績、災害調査の能力、緊急時の体制、地域の精通度等から総合的に評価して、１０社程度を決定する。

（７）本協定の締結後、異常な自然現象により緊急的に水位上昇の状況等を把握するために、遠賀川河川事務所長は本協定締結者に監視を要請することができるものとする。この場

合、本協定を基に請書を提出するものとする。

- (8) 本協定の締結後、異常な自然現象により災害等が発生し、緊急的に応急復旧又は本復旧に関する測量及び洪水痕跡調査等を実施する場合は、書面又は電話等の方法により業務を要請した後、速やかに業務請負契約を締結する。業務の実施に当たっては関係法令を遵守するものとする。
- (9) 本協定を締結した場合でも災害等の発生がなかった場合は、実際の業務を行わないこととする。

2. 協定締結のために必要な要件

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第98条において準用する第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

- (2) 九州地方整備局（港湾空港関係を除く）における平成27・28年度測量業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。

なお、認定されていない場合は、当該基本協定の締結に参加する資格を有しない。また、協定締結後に一般競争（指名競争）参加資格を失効したときは、失効した日をもって協定を無効とするものとする。

- (3) 協定締結参加資格確認申請書（以下、「申請書」という。）の提出期限の日から協定締結日までの期間に、九州地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。

- (4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注の建設コンサルタント業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

- (5) 遠賀川河川事務所の管轄区域（北九州市八幡西区、直方市、飯塚市、田川市、中間市、宮若市、嘉麻市、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町、小竹町、鞍手町、桂川町、香春町、添田町、糸田町、川崎町、大任町、赤村又は福智町）内に本店又は支店等営業所（一般競争（指名競争）参加資格審査申請書に記載された本店又は支店等営業所の住所による。）を有していること。

- (6) 平成17年度以降公告日までに、遠賀川河川事務所管内において国、県または市町村等が発注した、河川における測量業務の実績があること。

なお、国、県または市町村等の「等」とは、九州地方整備局の事業と類似事業を行う事業者とする。

- (7) 平成23年度以降公告日までに完了した業務のうち、国土交通省発注業務（港湾空港関係を除く）の平均業務評定点が60点以上であること。

ただし、評定通知を受けていないため業務成績を評価できない場合、又は100万円を超える国土交通省発注業務（港湾空港関係を除く）の実績がない場合は、この限りではない。

- (8) 本協定に基づく緊急業務に対応する体制として、測量士1名を含む2名以上の測量士と測量士補を早急に対応させることができること。

3. 協定締結に関する事項等

- (1) 協定説明書に示す評価項目について、評価基準に基づき評価する。
- (2) 協定締結者の決定については業務実績、災害調査の能力、緊急時の体制、地域の精通度、地域貢献等を総合的に勘案して、締結者及び担当区間を決定する。
- (3) 協定締結者、非締結者への決定通知の期日については、平成28年3月14日（月）を予定している。
- (4) 協定締結の期日については、平成28年3月28日（月）を予定している。

4. 協定締結に関する手続等

(1) 担当部局

〒822-0013 福岡県直方市溝堀1-1-1

九州地方整備局 遠賀川河川事務所 防災情報課 水防企画係

電話：0949-22-1830 FAX：0949-29-5115

(2) 協定説明書の交付期間、場所及び方法

①交付期間：平成28年2月17日（水）から平成28年3月2日（火）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日9時00分から17時00分まで

②交付場所：上記4.（1）に同じ

③交付方法：手渡し（紙）による交付

なお、提出様式の電子データの受領を希望する場合は、上記4.（1）の担当部局に事前に連絡すること。

(3) 申請書及び資料の提出期間、場所及び方法

①提出期間：平成28年2月17日（水）から平成28年3月2日（火）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日9時00分から17時00分まで

②提出場所：上記4.（1）に同じ

③提出方法：持参又は郵送等（郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）により提出する。

5. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 4.（1）に同じ。
- (3) 申請書に虚偽の記載をした場合においては、申請書を無効とする。
- (4) 申請書の作成要領、評価及び決定方法などの詳細については、協定説明書による。